

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040010
規制の特例事項名	国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間短縮の容認
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間短縮の容認</p> <p>(1) 短縮された時間を利用して勤務時間外に役員兼業を行う教官においては、研究分野の延長である兼業の経験が授業内容の充実に資することから、勤務時間内の授業などに支障を与えない限り、給与減額を行わずとも合理性がある。</p> <p>(2) 労働法制の原則は勤務時間の総量と給与が相対することを原則としているが、実際の運用に当たっては、給与月額制をとっており、週あたりの勤務を皆勤しているならば、月間の勤務は、フルタイムの教官と短縮された勤務時間を利用して役員兼業する教官を同質の勤務と捉えることも、合理性はあるものとする。</p>
意見に対する回答	国立大学法人法の成立により、平成16年度から国立大学教員等は国家公務員ではなくなるため、勤務時間法の適用対象外となる。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040020
規制の特例事項名	国立大学教員等への裁量労働制の容認
意見提出者名	東京都
意見の要点	国立大学法人化以降は、総務省としては、各大学の就業規則を許認可事項としないなど、何ら行政指導を行わないと解してよいか。
意見に対する回答	そのように解していただいてよい。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040110
規制の特例事項名	電子申請における様式のレイアウトの自由化の容認
意見提出者名	岡山県
意見の要点	措置の概要には「電子申請における様式は...申請を受ける行政機関において、使用する電子申請受付システム等を勘案して定めればよいものである。」とあるが、例えば、自治事務で、法令で定まっている様式の手続の場合、この行政機関とは、法令所管省庁ではなく、実際に申請を受ける地方自治体と理解してよいか。
意見に対する回答	<p>電子情報処理組織による申請については、行政手続オンライン化法第3条により、「主務省令に定めるところにより」行うこととされており、どのような方法によるかはそれぞれの省令によるものである。例えば総務省令では「当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をするものの使用にかかる電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。」とされており、一般的には、たとえ法令により書面で行う場合の様式・レイアウトが定められていたとしても、電子情報処理組織により申請を行う場合には、それに拘束されないものである。</p> <p>ただし、申請等に際して、法令において記載すべきとされている事項は、電子申請による場合においても必要な記載事項となる。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040220
規制の特例事項名	市町村長の必置規定の廃止
意見提出者名	志木市
意見の要点	1 憲法解釈上の疑義とは何か。 2 幅広い見地からの議論とはどのような場面で実施されるのか。
意見に対する回答	1 提案にある、いわゆる市支配人制に関しては、従来から、 (1) 憲法は議事機関としての議会の設置にとどまらず、議決機関と執行機関の分立を要請しているものかどうか、 (2) 憲法に規定する「地方公共団体の長」は執行機関の長を意味するものと解すべきかどうか、地方公共団体を代表する者であれば足りると考えられるか。 という議論すべき憲法解釈上の論点があるところである。  2 1のような憲法上の大きな論点があるテーマであるので、国民的な議論を得たうえで地方制度調査会等の場において慎重に検討すべき課題である。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040230
規制の特例事項名	教育委員会の必置規定の廃止
意見提出者名	志木市
意見の要点	<p>本提案は、首長から独立した教育長の権限を強化することにより、山積する教育課題に迅速に対応しようとするものである。</p> <p>教育委員会の必置制を前提としていては、構造改革特区自体を否定するものであり、現行地方自治制度の中で、どのような課題がクリアーされれば実現することができるのか、具体的にご教示願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>教育委員会を任意設置とするかどうかは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で、幅広い見地から一般制度として検討されるべき課題である。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040280
規制の特例事項名	基本構想策定義務の廃止
意見提出者名	志木市
意見の要点	<p>本提案は、民主的で、総合的かつ計画的な行政運営を否定するものではなく、地方の中でも特に市町村にだけ、基本構想の策定義務を課している理由をご教示いただきたい。また、地方自治体の自立が求められる中、都道府県においても、市町村においても都市経営の指針の策定は当該自治体の自主的な判断に委ねるべきと考えるが、実現に向けて具体的にご検討いただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>各個別法により市町村が作成することが義務付けられているものとして、市町村老人福祉計画や農業振興地域整備計画等、福祉やまちづくりに関する計画があるが、これらの計画の策定にあたっては、地方自治法に基づく基本構想に即することとされており、このことにより市町村が主体的かつ総合的・統一的に対応することが可能となっている。</p> <p>昭和44年に地方自治法第2条第4項が制定された趣旨は、当時、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等の地域関係の法制度が相次いで整備され、基礎的自治体としての市町村が主体的かつ総合的・統一的に対応する必要が生じたためである。</p> <p>基本構想の内容や表現方法、改定時期等については、市町村の自主的な判断で対応できるものであることから、当該提案の趣旨は十分達成できると考えているが、各個別法による市町村計画の義務付けの状況が大きく変化した場合等には、提案の趣旨も踏まえ、あらためて基本構想のあり方についても検討して参りたい。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040290
規制の特例事項名	予算単年度主義の廃止
意見提出者名	志木市
意見の要点	本提案は、経済の縮小が余儀なくされる少子高齢社会の中で、右肩下がり の収入状況に応じ、大胆な歳出抑制や歳出総額管理など、新たな財政規律を確保し、長期的な視点で継続的な財政運営を図ることを目的としている ものであり、三位一体改革により自治体の自立が求められている中、実現に向けて具体的にご検討いただきたい。
意見に対する回答	会計年度独立の原則は、歳入歳出の状況を毎年度明確にし、財政規律を確保するために設けられた制度であり、特定の団体について例外を設けることはできない。 なお、この原則の例外として継続費や繰越明許費の制度が設けられているところであり、また、現行制度の下でも中長期的な財政見通しを立て、これに基づいて行政評価をも活用しながら、歳出の抑制や政策的な予算配分を行うことは可能である。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040300
規制の特例事項名	予算費目の弾力化
意見提出者名	津島市
意見の要点	<p>効率的・効果的な行政運営を目的に導入する行政評価の実施にあたっては、政策、施策又は事務事業ごとの予算科目の設定と目的指向型の予算執行管理、発生主義会計の導入が必要である。</p> <p>現行の予算費目での行政評価の実施には、人件費等の間接費の把握に多くの労力を要し、逆に効率的・効果的な行政運営に支障をきたしているのが現状である。</p>
意見に対する回答	<p>地方公共団体の予算には、住民に情報を提供し、住民が納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎となるなどの意義があることから、予算区分により予算の性質、用途及び種類を明らかにすること自体は必要であるので、効率性の優先を理由に、款項の分類によらずに予算の執行管理を行うことは認められない。</p>
担当省庁名	総務省



(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040310
規制の特例事項名	地方自治法の財務関連規定の条例委任
意見提出者名	千代田区
意見の要点	地方自治体の経営を適正に行うためには、現行の官庁会計方式では、効率的な自治体経営が行えるとは考え難い。 このようなことを踏まえ、特区において先行的に企業会計方式が実施できるよう、再度検討願いたい。
意見に対する回答	会計年度独立の原則や現金主義をはじめとした地方自治法上の財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うために必要なものであり、効率性の優先を理由にこれらの規定の大部分を条例に委ねることはできない。 なお、地方自治法上の財務に関する規定は、今後、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、そのあり方について検討する。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040340
規制の特例事項名	長期継続契約対象経費の拡大
意見提出者名	社団法人リース事業協会 オリックス株式会社
意見の要点	1 OA機器のほか自動車のリース契約についても、電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約と同様の性格を持つものと考えられることから、長期継続契約の対象としていただきたい。 2 また、見直しの時期を明確にしていきたい。
意見に対する回答	1 OA機器のリース契約については、長期継続契約の対象とするが、その他具体的に何が長期継続契約の対象に加えられるかについては、地方公共団体における実態等を踏まえ、今後の法制化の過程で議論していくところである。 2 なお、長期継続契約の対象となる契約の範囲については本年度中に見直しを行い、次期通常国会に地方自治法改正法案を提出する予定である。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040350
規制の特例事項名	地方自治体の随意契約範囲の決定権の自治体への委譲
意見提出者名	志木市
意見の要点	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本提案は、長引く景気低迷により地域経済を支える小規模事業者の経営が極めて厳しい状況にあることから、地域の実情に応じて条例により随意契約の対象範囲を条例により設定し、小規模事業者の受注機会を拡大と地域経済の活性化を図るものであるため、実現に向け具体的に検討いただきたい。</li><li>2 随意契約の範囲に対する検討の時期及び内容、並びに本提案の趣旨を充たす検討内容かどうかについて、具体的にご教示いただきたい。</li></ol>
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国、地方を問わず、透明度が高く、公正な競争を促進する見地からは、競争入札を原則としているところであり、その例外である随意契約についての要件を全面的に条例に委ねることは適当ではない。</li><li>2 地方自治法上の財務制度や契約制度のあり方については、今後、地方公共団体の実情等を踏まえて検討を行う予定であり、現在までのところ、今後のスケジュール及び検討課題について示すことはできない。</li></ol>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040380
規制の特例事項名	行政財産の用途及び貸付対象の拡大
意見提出者名	志木市
意見の要点	<p>本提案は、条例及び契約等で施設の行政目的を妨げない措置を講じたうえ、行政財産を「目的そのもの」で貸付けることを提案しているものである。</p> <p>民間が貸付け対象となれない理由を明確に示していただくとともに、実現に向けて具体的にご検討いただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>行政財産は、その適正かつ効率的な管理を期すため、行政財産の交換、売り払い、譲与等のほか、貸付け又は私権の設定の運用を原則として禁止しているところであり、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果の達成のために利用されるべきものである。</p> <p>なお、民間主体による行政財産の占有・使用については、現行制度の下においても目的外使用の許可ができ、また、普通財産とした上でも貸し付けることは可能である。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081360
規制の特例事項名	休業日における学校施設の一部の管理委託
意見提出者名	練馬区
意見の要点	地方自治法上、学校施設に限らず、建物の一部や、時間帯を限定して、指定管理者が管理することが可能という見解は、総務省も同一の見解と理解してよいか。
意見に対する回答	個別法令の特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法第244条の2第3項に基づき、指定管理者が公の施設の管理を行うことは可能である。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	081370
規制の特例事項名	補助事業等により財産取得した学校施設での収益事業
意見提出者名	練馬区
意見の要点	地方自治法の規定により指定管理者となった団体が、収益事業を行うことも差し支えないと理解してよいか。
意見に対する回答	当該収益事業が条例で定める当該公の施設の目的の範囲内であるかどうか、指定管理者の業務の範囲内であるかどうかにより判断されるべきものである。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040420
規制の特例事項名	納税通知書等の電子化
意見提出者名	市川市(12203)
意見の要点	<p>コンビニ等に設置された端末(私人端末)に納税通知を電子的に送ることに制約があるか。</p> <p>コンビニ等に設置された端末(私人端末)の電子納税通知書を住民自らがプリントアウトしたものが、現行納税通知書と同じ扱いとみなせるか。</p>
意見に対する回答	<p>納税通知書の交付については、今年度中に総務省令を改正し、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「行政手続オンライン化法」という)」に基づいて、インターネットなど電子情報処理組織を使用して行うことができることとする予定である。</p> <p>行政手続オンライン化法では、電子的に処分通知等を行う場合は、通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等が到達したこととなるものとしていることから、納税通知書の交付についても、貴市の想定されているシステムの詳細は不明であるが、「納税者の使用に係る電子計算機」に備えられた「ファイルに記録」されるような仕組みとすることが必要であると考えられる。</p> <p>また、納税通知書は遅くとも納期限の10日前までには納税者に交付されなければならない等の、地方税法上の規定を満たす必要もあることにも留意する必要がある。</p> <p>納税通知書は、の通り、納税者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、納税者に到達したものとされるものであり、(仮に、貴市の想定されているシステムによって行政手続オンライン化法に基づく適法な納税通知書の電子的な交付が行われていたと仮定したとしても)それをプリントアウトしたものは納税通知書本体ではなく、その写しに当たるものと考えられる。</p> <p>一方、一般的に納税通知書と一体的に印刷し、納税者に交付している納付書は、各地方公共団体が徴収の便宜のために作成・交付している様式であり、処分内容を通知する納税通知書とは異なり、法律上交付しなければならない文書でもないことから、プリントアウトされた納付書を用いることによって、円滑かつ確実な収納事務が可能かどうか等の点につき、収納取扱機関等と十分に協議等を行った上で、各地方公共団体において検討していただくべきものと考えている。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040430
規制の特例事項名	郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務範囲の拡大
意見提出者名	多治見市
意見の要点	<p>以下の措置等を行うことから、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務範囲を拡大すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・郵便局に委託する事務についての事務処理マニュアルを整備して、必要な研修を行う</li><li>・FAX及び電話により、必要な書類の内容の点検、審査は市役所担当窓口が行い、必要があれば市役所担当窓口と市民が直接話し合う</li><li>・それぞれの申請等は法により申請者が特定され、押印等必要な処置を行うことが定められており、また必要な本人確認を適正に行うよう事務処理はマニュアル化されている</li><li>・多治見市の地区事務所で取り扱う事務と同じ取り扱いを行うこととしているので、新たに市民に負担を生じさせることはない</li></ul>
意見に対する回答	<p>今回のご意見により、提案に係る事務について、郵便局における的確な実施を担保する方法についての貴市の考え方の一端が明らかにされたと考えますが、提案に係る事務を郵便局において取り扱わせることができることとするためには、提案主体において、まず提案に係る個々の事務の具体的内容について明確化した上で、郵便局における事務処理範囲・手続、郵便局において取り扱わせることの是非及び必要性等を更に精査していただく必要があると考えています。</p>
担当省庁名	総務省



(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040430
規制の特例事項名	郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務範囲の拡大
意見提出者名	鴨川市
意見の要点	<ul style="list-style-type: none"><li>・「住民の個人情報に直結する等の問題が生じないもの」あるいは「公権力の行使」に該当しないもの等、地方公共団体が可能であると判断する事務については、地方公共団体と日本郵政公社の双方が合意すれば、広く委託可能であるということによいか。また、これらの委託可能な事務についてのガイドライン等はないか。</li><li>・上記の考え方が日本郵政公社においても共通認識となるよう、何らかの方策を講じていただきたい。</li></ul>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本郵政公社は、地方公共団体が契約により一般私人に委託可能な事務を取り扱うことが可能であることから、公権力の行使に該当せず、かつ住民の個人情報に直結する等の問題が生じない事務については、当該事務の根拠となる法令等に抵触しない限り、地方公共団体と日本郵政公社の双方が合意すれば、委託可能です。また、このような委託可能な事務について、特にガイドライン等は作成しておりませんが、現在、日本郵政公社は上記に沿って以下のような事務を受託しています。<ul style="list-style-type: none"><li>郵便局窓口における事務<ul style="list-style-type: none"><li>公営バス回数券等の販売、ごみ処理券の販売、し尿処理券の販売、入場券の販売、商品券の販売、ごみ袋の販売、バス利用券等の交付、公的施設の利用申込みの取次ぎ、学習講座の利用申込みの取次ぎ、郵便局に設置された住民票の写し等自動交付機の消耗品補充等</li></ul></li><li>郵便局外務職員による事務<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者等への生活状況確認、日用品の注文・図書の貸出し等の受付・配送、廃棄物等の不法投棄に関する情報提供</li></ul></li></ul></li></ul>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040440
規制の特例事項名	行政書士の労働者派遣の容認
意見提出者名	株式会社東京リーガルマインド
意見の要点	<p>1 行政書士が企業に派遣されても、直ちに派遣先企業から指揮命令を受けることにはならない。</p> <p>2 派遣事業者は行政書士を企業等に派遣するのみであり、行政書士の業務を取り扱うことは起きない。</p> <p>以上の理由により、行政書士の労働者派遣は容認すべきである。</p>
意見に対する回答	<p>1 「派遣先企業から指揮命令を受けない」形態は、そもそも労働者派遣に該当せず、派遣元企業が派遣先企業から業務を請け負い、当該業務を自己の雇用する労働者に処理させる「業務処理請負」に該当します。この業務処理請負を無資格者が行うことは、資格者以外の業務取扱を禁止する行政書士法第19条に違反することになるので認められない。</p> <p>2 雇用関係に基づく指揮監督権の行使は、個別的な指揮命令のみならず、包括的な指揮命令も含むものです。無資格者である派遣元が、派遣先に行政書士を派遣して行政書士業務を行わせ、当該派遣の対価を受けることは、派遣元による個別的な指揮命令が行われていなくても、包括的な指揮命令の行使により派遣元が実質的な行政書士業務を取り扱うものと評価され、行政書士法第19条に抵触するおそれがあり、認められない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040450
規制の特例事項名	再任用できる者の年齢枠の撤廃
意見提出者名	埼玉県吉川市
意見の要点	<p>再任用の年齢を撤廃し、定年の年齢に達していない勤奨退職者の再任用を可能にすること</p> <p>年金受給開始年齢に対応した段階的年齢制限を撤廃すること</p>
意見に対する回答	<p>既に回答したとおり、任命権者は、地方公務員法第17条の規定により、職員の採用を行うことができるとされていることから、職員の採用方法等を自ら見直すことにより、定年前の退職者を再度採用することが可能である。</p> <p>新たに採用を行った場合、短時間勤務は不可能であるとの補足意見に関しては、一般職員の短時間勤務について、多様な勤務形態の導入を図るため、有識者等の意見を踏まえた検討を行い、平成15年度中に所要の措置を講ずることとしている。</p> <p>また、職員の給与の格付けについては、条例や規則に従って、職員の職務と責任に応じて、任命権者が適切に決定すべきものである。</p> <p>なお、地方公共団体における人件費の抑制については、徹底した増員の抑制と一層の定員の削減に努めることが必要である。</p> <p>については、本制度が高齢者雇用の推進の観点から、60歳台前半における高齢職員の生活を雇用と年金の連携により支えることとしているため、年金受給開始年齢に対応した制度となっている。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040460
規制の特例事項名	地方公務員へのフレックスタイム制度の導入
意見提出者名	埼玉県 志木市
意見の要点	<p>フレックスタイム制度の導入については、今後の国の動向を踏まえて対応するとの回答だが、対応の時期及び検討内容等を明確にされたい。</p>
意見に対する回答	<p>公務において、職員に勤務時間の管理を完全にゆだねるフレックスタイム制を導入した場合には、公務の能率的かつ安定的な運営に重大な支障を及ぼしかねない。</p> <p>したがって、フレックスタイム制の導入については、その導入に適した職種や条件等を慎重に検討する必要がある。</p> <p>なお、平成15年度人事院報告において、国家公務員のフレックスタイム制等の導入について研究会を設置することとされており、今後、国における検討の状況を踏まえて対応することとしている。</p> <p>また、地方公務員の勤務条件については、国等との権衡を考慮して定めることとされていることから、特定の地域の地方公務員だけが有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040470
規制の特例事項名	職員本人の希望による休業制度の導入
意見提出者名	千代田区
意見の要点	特区において先行的に実施できるよう、再度検討を願いたい。
意見に対する回答	<p>職員本人の希望による休業制度のような勤務条件については、公正な処遇の観点から国等との権衡が求められていることから、地方公務員制度においては、公務員制度改革大綱において国家公務員制度の改革に準じて所要の改革を行うと閣議決定されたところ。</p> <p>したがって国家公務員制度の見直しを踏まえて対応することが適当である。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040480
規制の特例事項名	地方公務員の育児休業取得期間の制限の廃止
意見提出者名	千代田区
意見の要点	特定の事情にある特定地域が異なる取扱いを受けることを容認することが特区制度の根幹であり、地方公務員法第24条第5項に定める均衡原則等を判断基準とするより、構想の中身そのもので是非を判断する必要があると考える。
意見に対する回答	既に回答しているように、国や民間企業においても、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する育児休業が普及していない段階において、特定の地域の地方公務員だけが有利な取扱いとなるようなものは適切と考えられない。
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040500
規制の特例事項名	政党助成法及び政治資金規正法に定める政党要件の緩和
意見提出者名	比嘉良洋
意見の要点	<ol style="list-style-type: none"><li>1 政党助成法上の政党要件を国会議員の数や国政選挙の得票率に求めることは、国政が地方政治を制限することに他ならず、地域政党の立場からは、政治活動が制限される政党助成は無用である。</li><li>2 政治資金規正法における政党要件である、国会議員5人以上、得票率2%以上の数値の納得できる根拠はなく、政党と政治団体との差別化は法の下での平等とは言い難く、言論の自由を侵害するものである。</li></ol>
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none"><li>1 政党助成制度において、政党要件を国会議員の数や国政選挙における得票率に求めているのは、政党に対する公的助成が国民の税金という貴重な財源を用いて行われるものであるため、その対象とすべき政党は、国会議員を通じて国政において政策の実現を図りうる政党である必要があり、併せて、組織的かつ継続的活動を行い、一定の国民の支持を受けている政党である必要があるからであり、このことは国政による地方政治の制限には当たらないものと考えます。</li><li>2 政治資金規正法の政党要件については、先にご回答したとおり、国会での様々な議論を経て、平成6年の法改正において既に選挙において国民の相当の支持を受けているものを「政党」としたところであり、所属国会議員5人以上又は国政選挙における投票率が2%以上の政治団体を「政党」とされたところ。 したがって、平成6年の法改正の趣旨を踏まえると、ご提案について受け入れることは困難である。</li></ol>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040510
規制の特例事項名	沖縄県議会議員選挙区への比例区の設置
意見提出者名	比嘉良洋
意見の要点	県議選挙では「法定得票以上の得票があった者について定数まで当選人にする」という従来の公職選挙法の見解であるが、これは政党公認の立候補者だけでなく、無所属の立候補者も個人として得票することが念頭にあり、政党助成法と政治資金規正法の見解にある「選挙制度を政党中心の仕組みに改める」、さらに「政治資金も政党中心に調達する仕組みに改める」ということに矛盾する。選挙制度は国政、地方と両方それぞれの特徴を反映させるものが妥当と考えるが、実際は国政選挙と大政党中心の現行の法のあり方が地方の選挙と政治のあり方とかがみ合っていないと考える。
意見に対する回答	都道府県の議会の議員の選挙区や当選人の決定方法は、地方公共団体の選挙制度の根幹にかかわるものであり、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。
担当省庁名	総務省



(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040520
規制の特例事項名	国政選挙への電子投票制度の導入
意見提出者名	新見市
意見の要点	<p>総務省からの回答については、(1)少なくとも本市においては有権者の合意形成はなされている、(2)電子投票は既に5団体が実施しており、導入の素地は整っている、(3)国政選挙への導入が認められなければ、今後地方選挙での普及は鈍化し、ひいては電子投票制度自体が衰退する恐れがある、(4)国政選挙と地方選挙の同時執行を行う場合、自書式投票と電子投票を1投票所で併用することになり、投票の一貫性を確保できなくなる恐れがある、との考えであり、これらの点から是非採択をお願いするものである。</p>
意見に対する回答	<ul style="list-style-type: none"><li>投票方法は選挙手続の中でも、最も中核的なものであるだけに、投票方法の変更については、広く有権者の合意を得て進めていくべき事柄である。</li><li>国政選挙の投票方法については、平成6年の衆議院選挙の制度改革の際に記号式投票を導入することとされたが、一度も実施されることなく、平成7年に議員立法により自書式投票に戻された経緯がある。</li><li>国政選挙に電磁的記録式投票を導入するか否かは、選挙手続の根幹に関わる問題であるので、地方選挙での実績を積み上げ、問題点を整理した上で、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。</li></ul>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	040650
特例要望事項	地方債の発行と借換えの自由化
意見提出者名	埼玉県 志木市
意見の要点	<p>本提案は、借換えの自由化を主な目標とするとともに、地方債の発行について、市町村が自主的な財政運営の健全化の方針を立てながら、議会の監視のもと、地方財政法第5条にかかわらず行うことができるという、市町村の起債発行権を求めるもの。</p>
意見に対する回答	<p>今回の要望の内容は、財源確保の手段である地方債について、要望の団体にのみ制限を緩和するという単に財政措置を求めるもの。</p> <p>なお、現行制度においても、(地方債を起こす際に地方公共団体の申請に基づき許可された)償還年限を延長せずかつ利率を引き上げないで、借換えを行う場合は、地方債の許可を要しないこととされているところ(地方債の許可を要しない場合を定める省令)。</p> <p>建設事業費の財源として地方債を起こすことができるとしているのは、当該建設に係る公用又は公共用の施設が建設の年度以降長期間にわたって住民に対して利便を提供するような性格のものであるから、この建設について、地方公共団体の債務である地方債を発行し、その償還年限が後年度の住民に負担をかけることとなってもあながち不当なものとはいえないという理由からであり、このことから、地方債の償還費について負担を負う住民は、その施設によって利益を受ける期間のものとするのが公平の理念に合致する。</p> <p>したがって、地方債の償還年限は、当該地方債を財源とした公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならず、当該地方債を借り換える場合も同様とされている(地方財政法第5条の2)。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040720
規制の特例事項名	消防用設備等の点検期間の延長
意見提出者名	北九州市
意見の要点	提案者により、北九州市消防局告示として、消防法施行令第36条第2項第2項の消防長又は消防署長の指定するものの指定方法として、告示案が示され、当該指定方法が可能かどうかの意見が提出されている。
意見に対する回答	消防長又は消防署長において、防火対象物の用途、規模等を総合的に考慮した上で、火災予防上問題ないと判断されるのであれば、指定の基準を定めることが可能である。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040810、040820
規制の特例事項名	コミュニティ放送の空中線電力の上限基準の緩和 コミュニティ放送の放送区域制限の緩和
意見提出者名	株式会社エフエムおびひろ
意見の要点	<p>地域の实情に応じた出力を認めたとしても、一概に混信の可能性が高まるものでもなく、また、周辺地域におけるコミュニティ放送の開設を困難にするものとは言い難いのではないかと。</p> <p>既存の放送局等との混信の可能性については、当該地域の電波状況の測定等を行い、地域特性に合致した出力を決定すべきではないかと。</p> <p>地域の实情に応じた出力を認めたとしても周辺地域における今後の市区町村放送の開設を困難とすることにはならないのではないかと。</p>
意見に対する回答	<p>市区町村放送は、市区町村という最小の行政区域に着目し、当該地域に密着したきめ細かな情報提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局であり、周辺地域における既存の放送局等との混信可能性も考慮し、かつ、有限希少な周波数を効率的に繰り返し使用することができるよう、その出力については現行の放送区域を前提として、エリア内をカバーするために必要最小限のものとしているところである。</p> <p>したがって、提案のように地域の实情に応じた出力として大出力の市区町村放送を認めれば、周辺地域における既存の放送局等との混信を生じさせる可能性を高めるとともに、将来の周辺部の市区町村放送の開設を制約することになり、周波数の効率的利用の要請にも反することとなるものである。</p> <p>また、放送用周波数については現時点でも極めて逼迫しており、このような放送用に新たに一定の周波数帯域を確保することも困難である。</p> <p>なお、市区町村放送は、従来の県域放送と異なり、放送区域及び空中線電力を目的に必要な範囲内に限定する代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく簡易かつ迅速な手続きで開局を可能とするとともに、県内全域のあまねく普及義務も負わない等の特徴を有しており、提案のように空中線電力の制限を撤廃（緩和）し、周辺地域においても事実上受信可能となれば、県域放送より緩和された規律を適用する根拠を失わせることとなるものである。</p> <p>電波状況の測定等の調査を行うべきとのご意見であるが、電波状況の調査は無線局免許の申請の際に申請者から放送局諸元（送信場所、周波数、出力等）を具体的に明らかにした書類の提出を受け、その諸元で実現可能かどうか判断するために必要な調査事項を設定して初めて行えるものであり、放送局諸元が何ら明らかでない中で、しかも、全国どこの地域でも適用可能な制度となる構造改革特区制度の中で全国すべての地域について電波状況の測定等の調査を行うことは不可能である。</p> <p>市区町村放送は当該地域に限られた広告収入によって経営されているものであり、また、その経営状況も全般に厳しい状況下におかれているところ、このような状況下で特定の市区町村放送が高出力化され、周辺地域においても受信可能となった場合、現実には地域の広告市場に限りがある以上、周辺地域における今後の市区町村放送の開設は事実上困難となり、かえって市区町村放送の普及に支障を生じることとなるものである。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040840
規制の特例事項名	構内無線局の免許手続きの緩和
意見提出者名	千葉県商工労働部特区プロジェクトチーム
意見の要点	特定小電力移動体識別装置は、技術基準適合証明を取得することにより無線局の免許を不要としているにもかかわらず、構内無線局移動体識別装置は、技術基準適合証明を取得したとしても、無線局の免許が必要としているのは、今後の電子タグの更なる普及促進のため課題となっており、構内無線局の免許手続きの緩和が図られることを要望。
意見に対する回答	<p>要望で示されている13.56MHz帯について、他の無線システムに妨害を与えるおそれがないとの検討結果を踏まえ、国際電気通信連合無線通信規則においてISM(産業科学医療用)バンドとされている周波数帯であること、また、磁界を利用した極めて近傍での利用形態であることから、一定の基準等を満たすワイヤレスカードシステムは高周波利用設備に該当するものである。</p> <p>その他の電子タグについては、同無線通信規則においてISM(産業科学医療用)バンドとされていない周波数を利用する場合があります。また、電波を利用した通信距離が長く、同じ周波数を利用する無線LAN等の他の無線システムに妨害を与えないように周波数を共用する必要があります。したがって、全ての電子タグを高周波利用設備とすることは困難である。</p> <p>なお、電子タグの利用促進を図るため、一定の出力(周波数ホッピング方式の場合、最大300mW)以下であれば、技術基準適合証明を取得することにより無線局免許の取得を不要とし、免許手続きの緩和を図っており、この出力を超える大きな出力を要するものについては、無線LANその他の無線システムとの混信を回避する観点から、運用場所を限定し、構内無線局の免許を必要としているところである。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	040900
規制の特例事項名	実験用無線局の開設要件の緩和
意見提出者名	東京都港湾局臨海開発部
意見の要点	実験無線局の免許審査の際、必要最低限度のチェック機能に該当しないその他の免許要件（経営監査、経営帳票の提出など）は免除するなど、短期免許を取得しようとする企業の負担を軽減する規定の特例の設定。
意見に対する回答	(1) 現行制度において、実験局の開設に際し、免許要件として経営監査や経営指標の提出は求めている。 (2) しかしながら、技術革新の激しい情報通信分野において、電波有効利用技術や新システムの早期開発に向け迅速な実験局の開設を求める要望が高いため、使用可能な地域、周波数、空中線電力等を予め提示した上で、企業の経済的な負担が軽減されるよう、手続きを簡略化し、早期（1ヶ月以内）に開設が可能となる新たな実験局の制度を、平成15年度中に整備する予定としている。
担当省庁名	総務省